

「電波法の遵守について（嚴重注意）」に基づく再発防止の
ために必要な措置およびコンプライアンスの徹底に
向けた対策の実施状況について

平成28年11月17日
日本原燃株式会社

目 次

| | |
|---------------------------------|---|
| 1. はじめに..... | 1 |
| 2. 再発防止対策の実施状況について | 1 |
| 3. コンプライアンスの徹底に関する実施状況について..... | 3 |
| 4. おわりに..... | 4 |

1. はじめに

当社は、平成4年3月から平成28年3月までの期間において、総務大臣の許可を受けずに高周波利用設備を設置し運用していたことについて平成28年10月21日付東通環第233号「電波法の遵守について（嚴重注意）」により、東北総合通信局長から嚴重注意を受けるとともに再発防止のために必要な措置およびコンプライアンスの徹底に向けた対策の状況について報告するよう指示を受けた。

本報告書は、当社の電波法に対する知識・認識の不足、社内ルールおよび体制の不備に関し、東北総合通信局長へ本年10月21日に報告した「電波法第81条に基づく報告の徴収について」に基づく調査結果の報告について〔原因および再発防止〕に記載した再発防止対策およびコンプライアンスの徹底に向けた対策の実施状況について報告するものである。

2. 再発防止対策の実施状況について

「電波法第81条に基づく報告の徴収について」に基づく調査結果〔原因および再発防止〕で報告したとおり、再発防止対策は高周波利用設備に係る一連の業務を調達段階、申請手続段階および許可取得後の段階に分け、各プロセス毎に原因を分析し、再発防止対策を策定している。

再発防止対策の骨子とその実施状況は以下のとおりである。（新たに制定または改正した規程類の詳細は添付資料のとおり）

（1）ルールの制定および改正状況について

電波法に係る許可申請手続きについては、当社内の業務プロセス（調達の段階、許可申請の段階、許可取得後の段階）の中で、以下のような問題点を確認している。

- ① 電波法に対する知識、認識が不十分であり、電波法に基づく申請許可等を実施すべき部署を規定していないなど社内ルールや手続き管理が不十分である。
- ② 調達の段階では、電波法に係る申請等の手続きを必要とする旨の情報提供を調達先に促す仕組みがなく、情報提供を受けても手続きが実施できていないことを確認する仕組みがない。
- ③ 許可申請の段階では、許可申請手続きを管理する社内ルールが整備されていない、または不十分なため、適切な業務管理が行なわれていなかったため、申請の失念や放置、信憑性の疑わしい許可状等の作成を防ぐことができなかった。
- ④ 許可取得後の段階では、法令で要求されている高周波利用設備許可状等の原本の掲示が行われていない。

これらの問題点に対応するため、以下のとおり、ルールを制定または既存ルールを改正し、管理表やマニュアル、業務フロー図等を盛り込むことにより、法令の要求事項を確実に遵守できる仕組みを整備した。

- ① 電波法の取扱いについて、全社を総括するルールがなかったため、「電波法手続要則」（下表：全社1）を6月に新たに制定した。
- ② 調達の段階の問題点に関しては、許可申請が必要な物品のリストを「電波法手続要則」に明記するとともに各事業部のルール（下表：濃縮1、再処理1、厨房1）に許可申請等の官庁手続が必要な項目を調達先から提出させることを明記した他、ルールがなかったウラン濃縮技術開発センターと経営本部については、6月までに新たにルール（下表：濃縮3、厨房1）を制定した。
- ③ 許可申請の段階の問題点については、電波法に関わる許可申請の管理に関する各事業部の社内ルール（下表：濃縮2・3・4、再処理2、厨房1）を11月までに整備した。具体的には、各事業部にて法手続計画・実績一覧表による管理を行うこととした。業務管理については、担当者任せにならないように、複数の担当者によるチェックを実施するとともに、上長（主管課長または申請担当課長）が確実に承認することをルールで明記した。
- ④ 許可取得後の問題点に関しては、「電波法手続要則」（下表：全社1）および各事業部のルール（下表：濃縮2・3、再処理2、厨房1）に電波法の要求事項を踏まえ、高周波利用設備に許可状等の原本を備え付けることを明記した。

〔ルールの制定・改定状況〕

| 対象部署 | ルール名 | 種別 | 施行日 |
|----------|---------------------------------|------|-------------|
| 全社 | 1. 電波法手続要則 | 新規制定 | 平成28年6月30日 |
| 濃縮 | 1. 購買文書作成の手引き | 改正 | 平成28年6月30日 |
| | 2. ウラン濃縮工場 官庁等手続業務要領 | 改正 | 平成28年6月30日 |
| | 3. ウラン濃縮技術開発センター 官庁等手続業務手順書 | 新規制定 | 平成28年6月30日 |
| | 4. 濃縮運転部共通業務および濃縮技術課管理Gr業務マニュアル | 改正 | 平成28年6月30日 |
| 再処理 | 1. 再処理事業部 調達管理要領 | 改正 | 平成28年11月17日 |
| | 2. 再処理事業部 官庁等に係る手続業務要領 | 改正 | 平成28年10月26日 |
| 経営本部（厨房） | 1. 高周波利用設備申請マニュアル | 新規制定 | 平成28年6月30日 |

（2）ルールに関する教育の実施状況について

（1）に記載した新たに整備もしくは改正したルールに関し、「電波法手続要則」については、全社員が閲覧できるデータベースに登録し、周知した。

各事業部内のルールについては、各事業部にて事業部内の高周波利用設備の取扱部署社員を対象に電波法および今回制定または改正したルールについて教育を実施し、知識および認識向上を図った。

これらの教育は、今後も継続的に実施していく。

- a. 再処理事業部 教育完了日：11月16日
- b. 濃縮事業部 教育完了日：10月17日
- c. 経営本部（厨房） 教育完了日：6月30日

(3) ルールの実施状況の管理

- ・「電波法手続要則」に、毎年度末に電波法の申請対象設備の設置状況および許可等の申請状況を調査し、調査結果を全社員が閲覧できるデータベースに掲示することを定めた。
- ・各事業部は今回制定・改定したルールに基づき確実に実施するとともに、実施状況について定期的に評価・見直しを行う。
- ・業務処理の失念や放置、ミス等に関わる業務管理に関しては、日常の業務管理として各事業部の管理職が事務処理に関わる社内の基本ルールを再確認し、管理職の監理監督義務に基づき、責任をもって実施していくことを次項3の中で徹底していく。

3. コンプライアンスの徹底に関する実施状況について

コンプライアンスの徹底は、事業運営の根幹を支える企業文化の重要な要素として社長を議長とする企業文化醸成委員会において計画・評価・改善を行なっている。

具体的には、「品質方針」に法令およびルールの遵守を明記するとともに社内の規程体系の最上位に位置づけられる社達として平成26年に「私たちの行動基準」を制定し、役員および社員は「社内外のルールを守ることはもとより、社会常識をわきまえ、社会に信頼される高い倫理観を保ちます」と謳っている。また、同行動基準のガイドラインを制定し、この中でコンプライアンスに関わる具体的な考え方を示し、これらを徹底するための様々な取り組みを進めてきた。

今回の電波法違反を契機としてこれまでの当社のコンプライアンスに関する取り組み状況を点検し、コンプライアンスの徹底に向けた「意識」「知識」「仕組み」三位一体の改革を順次実施していく。

(1) コンプライアンスの徹底に向けた意識・知識の強化

a. トップメッセージの発信

嚴重注意を受けた10月21日に、社長から全社員に向けて、再発防止対策の迅速かつ確実な実施とミスは速やかに情報共有し、再発を防ぐ工夫を重ねていくことを訴えるトップメッセージを電子メールで発信した。

また、本報告に合わせて、再度社長から全社員に向けてメッセージを発信する。

b. コンプライアンスディスカッションの実施

当社は、平成23年から日常業務に潜むコンプライアンス上の問題点やリスクに気づく能力の涵養を目的に毎年、全職場でコンプライアンスディスカッションを実施しているが、これに加え、今回の事象を用いたケーススタディを全社員を対象に課・グループ単位で実施する。(12月中に実施)

- c. コンプライアンス強調期間の設定
社員のコンプライアンス意識徹底を図るため、コンプライアンス強調期間を設定し、コンプライアンス講演会を実施する等、集中的に取り組みを実施する。(平成 28 年度中)
- d. 企業倫理教育の充実
従来から実施している企業倫理等に関わる集合教育について回数や内容を充実するとともに、社内 LAN で受講できる e ラーニングを導入する。(平成 29 年度)

(2) コンプライアンスの徹底に向けた仕組みの強化

- a. 内部通報窓口の認知度向上
法令等社会規範に反する恐れのある当社関連情報を受けつけるために設置している内部通報窓口が有効に機能するよう、認知度の向上を図る。(平成 28 年度中に実施。以降、継続実施)
- b. 全社員の意識調査の実施
コンプライアンス教育の定着度や仕組み等について確認し、今後の取り組みに反映するために全社員を対象にコンプライアンス意識を含む企業文化に係わる意識調査を行なう。
(平成 28 年度中に実施。以降、継続実施)
- c. コンプライアンス事例集、コンプライアンスマニュアルの作成
コンプライアンスについて理解を深めるためにとりまとめた事例集やコンプライアンスに関する基礎知識をとりまとめたマニュアルを作成し、全社員に配布する。(平成 29 年度)

4. おわりに

当社は、この度、東北総合通信局から嚴重注意を受けたことを真摯に受けとめ、深く反省しているところである。今般策定した再発防止対策の実施を徹底するとともに、今回報告した法令遵守をはじめとするコンプライアンスに関する取り組みを継続して実施することにより、社員の意識を高め、社内の企業文化や風土の改善に全社をあげて取り組んでいく。

以 上

問題点に対する規程類の整備状況について

| 該当部署 | 問題点 | 内容 | 再発防止対策として規程の整備を行うこととしているもの | 規程類の整備状況 | 対策の目的および効果 |
|------|----------------|---|---|---|--|
| 共通 | 法令に対する知識、認識不足 | 調達先からの情報提供がなかった場合に許可申請等の手続きに移行できていない事実が多く見られたことから、当社に電波法に対する知識、認識が欠けていた。 | 1 全社で実施しているコンプライアンス教育に今回の事例を追加するとともに、安全文化や法令遵守(意識)に係るアンケートにより定着状況を確認。 2 電波法に係る法令手続管理を確実に実施するための全社共通規定として、「電波法手続要則」を新たに制定し、毎年度、全社を対象に申請対象の有無、申請状況の確認を行う。 3 特に、今回の申請漏れに関係した部署については、電波法について教育を実施する。 | ○電波法手続要則（施行日:2016年6月30日） ・地域・業務本部総務部総務グループより、毎年度末に申請対象設備等の設置状況および許可等の申請状況についての確認を行う部署(手続管理箇所)に対し、申請対象設備等の設置状況および許可等の申請状況について調査依頼を実施し、会社全体での調査結果を取りまとめ、全社掲示板で報告することを明記した。(要則:第6条) | 毎年度末に申請対象設備等の設置状況および許可等の申請状況について調査し、会社全体での調査結果を取りまとめることで申請漏れを防ぐ仕組みとした。 |
| 共通 | 仕組みの不足① | 関係法令を遵守する等の一般的な要求事項はあるものの、調達する設備が電波法に係る許可申請等の手続きを必要とするものである旨の情報提供を調達先に促すための仕組みがない。 | 「資材契約事務要則」および「再処理事業部調達管理要領」等の規定類において、電波法に係る許可申請等の手続きが必要であることを明確に要求するため、電波法に基づく許可申請が必要な物品のリストを作成するとともに、 新たに制定する「電波法手続要則」において許可申請を実施する部署を規定する。 | ○電波法手続要則（施行日:2016年6月30日） ・設置担当箇所、申請手続箇所、手続管理箇所についての定義を整理し明記した他、手続管理箇所については、実施部署名を明記した。(要則:第3条) ・全社に共通する許可申請に必要な基本手続について明記した。(要則:第4条) | 設置担当箇所、申請手続箇所、手続管理箇所について明確にした他、全社に共通する許可申請に必要な基本手続について明記したことで手続き漏れを防ぐ仕組みとした。 |
| 共通 | 仕組みの不足③ | 申請すべき部署で、許可申請等の手続きが行われず必要な許可を受けていない場合に、許可申請等の手続きが実施できていない事を確認する仕組みがない。 | 1 全社で実施しているコンプライアンス教育に今回の事例を追加するとともに、安全文化や法令遵守(意識)に係るアンケートにより定着状況を確認。 2 電波法に係る法令手続管理を確実に実施するための全社共通規定として、「電波法手続要則」を新たに制定し、毎年度、全社を対象に申請対象の有無、申請状況を確認。 3 特に、今回の申請漏れに関係した部署については、電波法について教育を実施する。 | ○電波法手続要則（施行日:2016年6月30日） ・地域・業務本部総務部総務グループより、毎年度末に申請対象設備等の設置状況および許可等の申請状況についての確認を行う部署(手続管理箇所)に対し、申請対象設備等の設置状況および許可等の申請状況について調査依頼を実施し、会社全体での調査結果を取りまとめ、全社掲示板で報告することを明記した。(要則:第6条) | 毎年度末に申請対象設備等の設置状況および許可等の申請状況について調査し、会社全体での調査結果を取りまとめることで申請漏れを防ぐ仕組みとした。 |
| 共通 | 仕組みの不足④ | 電波法に基づく許可申請等を実施すべき部署が社内ルールで明確に規定されていない。 | 「資材契約事務要則」および「再処理事業部調達管理要領」等の規定類が関係法令全般に係るものであり、電波法に係る許可申請等の手続きが必要であることを明確に要求できていなかったため、電波法に基づく許可申請が必要な物品のリストを作成するとともに、 新たに制定する「電波法手続要則」において許可申請を実施する部署を規定する。 | ○電波法手続要則（施行日:2016年6月30日） ・設置担当箇所、申請手続箇所、手続管理箇所についての定義を整理し明記した他、手続管理箇所については、実施部署名を明記した。(要則:第3条) ・全社に共通する許可申請に必要な基本手続について明記した。(要則:第4条) | 設置担当箇所、申請手続箇所、手続管理箇所について明確にした他、全社に共通する許可申請に必要な基本手続について明記したことで手続き漏れを防ぐ仕組みとした。 |
| 再処理 | 仕組みの不足① | 関係法令を遵守する等の一般的な要求事項はあるものの、調達する設備が電波法に係る許可申請等の手続きを必要とするものである旨の情報提供を調達先に促すための仕組みがない。 | 現行の「再処理事業部 調達管理要領」を改正し、電波法に係る許可申請等の手続きの必要性を調達先に明確に要求すること、提出図書として情報提供の結果を残す書類を統一することを規定化する。 | ○再処理事業部 調達管理要領（施行日:2016年11月17日） ・許可申請等の措置が必要な法令として電波法を明記し、請求箇所の課長等は、調達製品に応じて、関係法令および「官庁等に係る手続業務要領」等に基づく必要な措置を行うことを明記した。また、調達先に関係法令等に基づく必要な措置に関する情報の提供を要求することも明記した。 | 再処理事業部で定めている要領は、毎年評価・見直しを行い、文書の有効性を確認することが、「再処理事業部 文書管理要領」に規定されている。また、「電波法に基づく高周波利用設備の申請不備」については、「再処理事業部 不適合等管理要領」に基づき不適合(要求事項を満たしていないこと。本件では、電波法に基づく必要な申請を行わず、未許可設備を使用していたことが該当)として扱っており、この不適合に対して講じた対策については、同「不適合等管理要領」の中で、定期的に評価・見直しを行うことが規定されている。このため、同「不適合管理要領」に基づいた評価・見直しを継続的に実施することになるため、手続き漏れを防ぐことが可能となっている。 |
| 再処理 | 仕組みの不足② | 電波法に基づく許可申請等の必要性について、書類によるやり取りを行っているケースも確認されたが、見積段階の書類や取扱説明書等情報提供の結果を残す書類が統一されていない。 | 現行の「再処理事業部 調達管理要領」を改正し、電波法に係る許可申請等の手続きの必要性を調達先に明確に要求すること、提出図書として情報提供の結果を残す書類を統一することを規定化する。 | ○再処理事業部 調達管理要領（施行日:2016年11月17日） ・調達製品に応じて法令等に基づく措置を行う必要がある情報を提供する様式を追加し、提出図書として提出することを追加した。 | 再処理事業部で定めている要領は、毎年評価・見直しを行い、文書の有効性を確認することが、「再処理事業部 文書管理要領」に規定されている。また、「電波法に基づく高周波利用設備の申請不備」については、「再処理事業部 不適合等管理要領」に基づき不適合(要求事項を満たしていないこと。本件では、電波法に基づく必要な申請を行わず、未許可設備を使用していたことが該当)として扱っており、この不適合に対して講じた対策については、同「不適合等管理要領」の中で、定期的に評価・見直しを行うことが規定されている。このため、同「不適合管理要領」に基づいた評価・見直しを継続的に実施することになるため、手続き漏れを防ぐことが可能となっている。 |
| 再処理 | 仕組みの不足③ | 申請すべき部署で、許可申請等の手続きが行われず必要な許可を受けていない場合に、許可申請等の手続きが実施できていない事を確認する仕組みがない。 | 主管課が調達段階および「法手続計画－実績一覧表」の計画策定時および実績確認時等の段階において電波法に基づく許可の必要性が適切に認識できるよう、再処理ルールを改正し、これら段階において複数の人間でチェックを行うと共に、作業安全課長が承認を行うようにする。 (なお、本対策は、共通の取組とあわせて実施。) | ○再処理事業部 官庁等に係る手続業務要領（施行日:2016年10月26日） ・作業安全課から、年1回当該年度の計画および前年度の実績を記載した「法手続計画・実績一覧表」の提出を主管課へ依頼し、主管課は、必要な官庁手続について当該年度における対象物および実施時期等の手続計画および前年度の実績を確認し、作業安全課へ回答することを明記した。(要領:6項) ・作業安全課は、主管課より回答を受けた事項について「法手続計画・実績一覧表」を取りまとめ、作業安全課長まで承認を得ることを明記し、併せて様式を規定した。(要領:6項、様式-1) ・以上の内容について業務フローを新たに作成し、業務の明確化を図った。(要領:別図-1) | 再処理事業部で定めている要領は、毎年評価・見直しを行い、文書の有効性を確認することが、「再処理事業部 文書管理要領」に規定されている。また、「電波法に基づく高周波利用設備の申請不備」については、「再処理事業部 不適合等管理要領」に基づき不適合(要求事項を満たしていないこと。本件では、電波法に基づく必要な申請を行わず、未許可設備を使用していたことが該当)として扱っており、この不適合に対して講じた対策については、同「不適合等管理要領」の中で、定期的に評価・見直しを行うことが規定されている。このため、同「不適合管理要領」に基づいた評価・見直しを継続的に実施することになるため、手続き漏れを防ぐことが可能となっている。 |
| 再処理 | 業務の管理不足 | 再処理ルールにおいて、管理様式として定められている「法手続計画－実績一覧表」による計画策定時および実績確認の段階において、作業安全課内の複数人によるチェックおよび作業安全課長の承認が行われていない。 | 再処理ルールの「法手続計画－実績一覧表」に、作業安全課内での計画策定時および実績確認時等の段階において複数の人間でチェックを行うと共に、作業安全課長が承認を行うことを明記する。 | ○再処理事業部 官庁等に係る手続業務要領（施行日:2016年10月26日） ・作業安全課から、年1回当該年度の計画および前年度の実績を記載した「法手続計画・実績一覧表」の提出を主管課へ依頼し、主管課は、必要な官庁手続について当該年度における対象物および実施時期等の手続計画および前年度の実績を確認し、作業安全課へ回答することを明記した。(要領:6項) ・作業安全課は、主管課より回答を受けた事項について「法手続計画・実績一覧表」を取りまとめ、作業安全課長まで承認を得ることを明記し、併せて様式を規定した。(要領:6項、様式-1) ・以上の内容について業務フローを新たに作成し、業務の明確化を図った。(要領:別図-1) | 再処理事業部で定めている要領は、毎年評価・見直しを行い、文書の有効性を確認することが、「再処理事業部 文書管理要領」に規定されている。また、「電波法に基づく高周波利用設備の申請不備」については、「再処理事業部 不適合等管理要領」に基づき不適合(要求事項を満たしていないこと。本件では、電波法に基づく必要な申請を行わず、未許可設備を使用していたことが該当)として扱っており、この不適合に対して講じた対策については、同「不適合等管理要領」の中で、定期的に評価・見直しを行うことが規定されている。このため、同「不適合管理要領」に基づいた評価・見直しを継続的に実施することになるため、手続き漏れを防ぐことが可能となっている。 |
| 再処理 | ルールに基づく業務の管理不足 | 作業安全課長が再処理ルールに基づく業務管理を行っている。 | 再処理ルールの「法手続計画－実績一覧表」に、作業安全課内での計画策定時および実績確認時等の段階において複数の人間でチェックを行うと共に、作業安全課長が承認を行うことを明記する。 | ○再処理事業部 官庁等に係る手続業務要領（施行日:2016年10月26日） ・作業安全課から、年1回当該年度の計画および前年度の実績を記載した「法手続計画・実績一覧表」の提出を主管課へ依頼し、主管課は、必要な官庁手続について当該年度における対象物および実施時期等の手続計画および前年度の実績を確認し、作業安全課へ回答することを明記した。(要領:6項) ・作業安全課は、主管課より回答を受けた事項について「法手続計画・実績一覧表」を取りまとめ、作業安全課長まで承認を得ることを明記し、併せて様式を規定した。(要領:6項、様式-1) ・以上の内容について業務フローを新たに作成し、業務の明確化を図った。(要領:別図-1) | 再処理事業部で定めている要領は、毎年評価・見直しを行い、文書の有効性を確認することが、「再処理事業部 文書管理要領」に規定されている。また、「電波法に基づく高周波利用設備の申請不備」については、「再処理事業部 不適合等管理要領」に基づき不適合(要求事項を満たしていないこと。本件では、電波法に基づく必要な申請を行わず、未許可設備を使用していたことが該当)として扱っており、この不適合に対して講じた対策については、同「不適合等管理要領」の中で、定期的に評価・見直しを行うことが規定されている。このため、同「不適合管理要領」に基づいた評価・見直しを継続的に実施することになるため、手続き漏れを防ぐことが可能となっている。 |

※本表に記載の「問題点」「内容」「再発防止策として規程の整備を行うこととしているもの」については、「電波法第81条に基づく報告の徴収について」に基づく調査結果の報告について(原因および再発防止)(平成28年10月21日提出)にてご報告した内容を基に整理している。

問題点に対する規程類の整備状況について

| 該当部署 | 問題点 | 内容 | 再発防止対策として規程の整備を行うこととしているもの | 規程類の整備状況 | 対策の目的および効果 |
|------|---|---|--|--|---|
| 再処理 | 法令等に基づく申請等を適切に行うための業務管理の不足 | 電波法の許可申請等の依頼が担当者間のメール等によるやり取りになっており、再処理ルールに基づく書類の授受が記録として管理されていない。 | 再処理ルールにおいて、法令に基づく許可申請等の書類の授受を記録として管理できるよう、電波法の許可申請等の依頼および許可実績に係る確認は、主管課と作業安全課の課長間で、書類によるやり取りによって行うことを明記する。 | ○再処理事業部 官庁等に係る手続業務要領（施行日：2016年10月26日） ・許可申請等の依頼および許可実績に係る確認は、主管課と作業安全課の課長間で、書類によるやり取りによって行うことを明記した。（要領：9項、10項） ・以上の内容について業務フローを新たに作成し、業務の明確化を図った。（要領：別図-1） | 再処理事業部で定めている要領は、毎年評価・見直しを行い、文書の有効性を確認することが、「再処理事業部 文書管理要領」に規定されている。また、「電波法に基づく高周波利用設備の申請不備」については、「再処理事業部 不適合等管理要領」に基づき不適合（要求事項を満たしていないこと。本件では、電波法に基づく必要な申請を行わず、未許可設備を使用していたことが該当）として扱っており、この不適合に対して講じた対策については、同「不適合等管理要領」の中で、定期的に評価・見直しを行うことが規定されている。このため、同「不適合等管理要領」に基づいた評価・見直しを継続的に実施することになるため、手続き漏れを防ぐことが可能となっている。 |
| 再処理 | 仕組みの不足⑤ | 再処理ルールにおいて、作業安全課が所掌する法令等の一覧の記載はあるが、添付されている様式等において、電波法を対象に管理を行える仕組みになっていない。 | 電波法が管理対象の法令であることを明確化するため、再処理ルールにおける「法手続計画-実績一覧表」の様式については、作業安全課が所掌する法令全てを対象として規定する。 | ○再処理事業部 官庁等に係る手続業務要領（施行日：2016年10月26日） ・「法手続計画-実績一覧表」の様式および本文について、作業安全課が所掌する法令全てを対象として規定した。（要領：別表-1、様式-1） ・以上の内容について業務フローを新たに作成し、業務の明確化を図った。（要領：別図-1） | 再処理事業部で定めている要領は、毎年評価・見直しを行い、文書の有効性を確認することが、「再処理事業部 文書管理要領」に規定されている。また、「電波法に基づく高周波利用設備の申請不備」については、「再処理事業部 不適合等管理要領」に基づき不適合（要求事項を満たしていないこと。本件では、電波法に基づく必要な申請を行わず、未許可設備を使用していたことが該当）として扱っており、この不適合に対して講じた対策については、同「不適合等管理要領」の中で、定期的に評価・見直しを行うことが規定されている。このため、同「不適合等管理要領」に基づいた評価・見直しを継続的に実施することになるため、手続き漏れを防ぐことが可能となっている。 |
| 再処理 | 仕組みの不足⑥ | 再処理ルールが規定している内容では、作業安全課が実施すべき申請手続きの進捗管理ができる仕組みになっていない。 | 再処理ルールの「法手続計画-実績一覧表」において、申請および許可を受けた都度進捗を確認することについて規定し、計画策定時および実績確認時等の段階において、申請および許可を受けた都度進捗管理を行うようにする。 | ○再処理事業部 官庁等に係る手続業務要領（施行日：2016年10月26日） ・「法手続計画-実績一覧表」において、申請および許可を受けた都度進捗を確認することを規定し、計画策定時および実績確認時等の段階において、申請および許可を受けた都度進捗管理を行うよう規定した。（要領：6項、9項、10項、様式-1） ・以上の内容について業務フローを新たに作成し、業務の明確化を図った。（要領：別図-1） | 再処理事業部で定めている要領は、毎年評価・見直しを行い、文書の有効性を確認することが、「再処理事業部 文書管理要領」に規定されている。また、「電波法に基づく高周波利用設備の申請不備」については、「再処理事業部 不適合等管理要領」に基づき不適合（要求事項を満たしていないこと。本件では、電波法に基づく必要な申請を行わず、未許可設備を使用していたことが該当）として扱っており、この不適合に対して講じた対策については、同「不適合等管理要領」の中で、定期的に評価・見直しを行うことが規定されている。このため、同「不適合等管理要領」に基づいた評価・見直しを継続的に実施することになるため、手続き漏れを防ぐことが可能となっている。 |
| 再処理 | 1 再処理ルールでは、「官庁から受領した申請書等について、資料センター（注：社内の倉庫）に保管する」と規定しており、電波法施行規則第四十五条の三（備付けを要する書類）に合致していないことが確認された。 2 また、主管課は許可取得実績を作業安全課から口頭で確認して済ませている場合やコピーの受領により確認しているなど、高周波利用設備の使用開始にあたっての申請書等の運用ルールが明確に定まっていないことも確認された。 | | 再処理ルールを改正し、「官庁から受領した許可状等について、速やかに当該高周波利用設備に備え付ける。」および「官庁から受領した許可状等を当該高周波利用設備に備え付けたことをもって当該設備の使用を開始する。」ことを明記するとともに関係者に教育を実施する。 | ○再処理事業部 官庁等に係る手続業務要領（施行日：2016年10月26日） ・「官庁から受領した許可状等について、速やかに設備に備え付ける。」および「官庁から受領した許可状等を設備に備え付けたことをもって当該設備の使用を開始する。」ことを明記した。（要領：9項、10項） ・以上の内容について業務フローにおいても注釈を加えた。（要領：別図-1） | 再処理事業部で定めている要領は、毎年評価・見直しを行い、文書の有効性を確認することが、「再処理事業部 文書管理要領」に規定されている。また、「電波法に基づく高周波利用設備の申請不備」については、「再処理事業部 不適合等管理要領」に基づき不適合（要求事項を満たしていないこと。本件では、電波法に基づく必要な申請を行わず、未許可設備を使用していたことが該当）として扱っており、この不適合に対して講じた対策については、同「不適合等管理要領」の中で、定期的に評価・見直しを行うことが規定されている。このため、同「不適合等管理要領」に基づいた評価・見直しを継続的に実施することになるため、手続き漏れを防ぐことが可能となっている。 |
| 濃縮 | 仕組みの不足① | 関係法令を遵守する等の一般的な要求事項はあるものの、調達する設備が電波法に係る許可申請等の手続きを必要とするものである旨の情報提供を調達先に促すための仕組みがない。 | 現行の「購買文書作成の手引き」を改正し、電波法に係る許可申請等の手続きの必要性を調達先に明確に要求すること、及び提出図書として情報提供の結果を残す書類を統一することを規定化する。 | ○購買文書作成の手引き（施行日：2016年6月30日） ・購入する物品の設置・使用について、法令等に基づく申請が必要か否かを書類にて提出させる旨を追記した。 | 濃縮事業部で定めている要領は、定期的に評価・見直しを行い、文書の有効性を確認することが、「濃縮事業部 文書管理要領」に規定されている。また、「電波法に基づく高周波利用設備の申請不備」については、「濃縮事業部 不適合等管理要領」に基づき不適合（要求事項を満たしていないこと。本件では、電波法に基づく必要な申請を行わず、未許可設備を使用していたことが該当）として扱っており、この不適合に対して講じた対策については、同「不適合等管理要領」の中で、定期的に評価・見直しを行うことが規定されている。このため、同「不適合等管理要領」に基づいた評価・見直しを継続的に実施することになるため、手続き漏れを防ぐことが可能となっている。 |
| 濃縮 | 仕組みの不足② | 電波法に基づく許可申請等の必要性について、書類によるやり取りを行っているケースも確認されたが、見積段階の書類や取扱説明書等情報提供の結果を残す書類が統一されていない。 | 現行の「購買文書作成の手引き」を改正し、電波法に係る許可申請等の手続きの必要性を調達先に明確に要求すること、及び提出図書として情報提供の結果を残す書類を統一することを規定化する。 | ○購買文書作成の手引き（施行日：2016年6月30日） ・購入する物品の設置・使用について、法令等に基づく申請が必要か否かを書類にて提出させる旨を追記した。 | 濃縮事業部で定めている要領は、定期的に評価・見直しを行い、文書の有効性を確認することが、「濃縮事業部 文書管理要領」に規定されている。また、「電波法に基づく高周波利用設備の申請不備」については、「濃縮事業部 不適合等管理要領」に基づき不適合（要求事項を満たしていないこと。本件では、電波法に基づく必要な申請を行わず、未許可設備を使用していたことが該当）として扱っており、この不適合に対して講じた対策については、同「不適合等管理要領」の中で、定期的に評価・見直しを行うことが規定されている。このため、同「不適合等管理要領」に基づいた評価・見直しを継続的に実施することになるため、手続き漏れを防ぐことが可能となっている。 |
| 濃縮 | 仕組みの不足② | 電波法に基づく許可申請等の必要性について、書類によるやり取りを行っているケースも確認されたが、見積段階の書類や取扱説明書等情報提供の結果を残す書類が統一されていない。 | ウラン濃縮工場における主管課が調達段階および許可申請の段階で電波法に基づく許可の必要性が適切に認識できるよう、ウラン濃縮工場 官庁等手続業務要領に「法手続計画-実績一覧表」を追加し、計画策定時および実績確認時等の段階において、複数の人間でチェックを行うと共に、主管課長が承認を行うよう改正する。 | ○ウラン濃縮工場 官庁等手続業務要領（施行日：2016年6月30日） 官庁等手続の全体計画管理として以下を明記した。 ・濃縮技術課担当者は、年1回当該年度の計画の提出について各課長・GL（作成部署）へ依頼し、各課長・GL（作成部署）は、必要な官庁手続について、計画を作成し濃縮技術課担当者へ回答する。 ・濃縮技術課担当者は、各課長・GL（作成部署）より回答を受けた事項を全体計画として「法手続計画-実績一覧表」（様式1）に取りまとめ、濃縮技術課長の承認を得るとともに、承認を得た原紙を所定のファイルに保管し、関係者へ周知する。 官庁手続の実績管理として以下を明記した。 ・濃縮技術課担当者は、毎月「法手続計画-実績一覧表」（様式1）に基づき、各課長・GL（作成部署）へ進捗状況を確認し、回答を受けた事項について「法手続計画-実績一覧表」（様式-1）に取りまとめ、濃縮技術課長の承認を得る。 ・濃縮技術課担当者は、濃縮技術課長の承認を得た「法手続計画-実績一覧表」（様式1）を所定のファイルに保管するとともに、関係者へ周知する。 | 濃縮事業部で定めている要領は、定期的に評価・見直しを行い、文書の有効性を確認することが、「濃縮事業部 文書管理要領」に規定されている。また、「電波法に基づく高周波利用設備の申請不備」については、「濃縮事業部 不適合等管理要領」に基づき不適合（要求事項を満たしていないこと。本件では、電波法に基づく必要な申請を行わず、未許可設備を使用していたことが該当）として扱っており、この不適合に対して講じた対策については、同「不適合等管理要領」の中で、定期的に評価・見直しを行うことが規定されている。このため、同「不適合等管理要領」に基づいた評価・見直しを継続的に実施することになるため、手続き漏れを防ぐことが可能となっている。 |
| 濃縮 | 仕組みの不足② | 電波法に基づく許可申請等の必要性について、書類によるやり取りを行っているケースも確認されたが、見積段階の書類や取扱説明書等情報提供の結果を残す書類が統一されていない。 | 研究開発棟における調達段階および許可申請の段階で電波法に基づく許可の必要性を適切に認識できるよう、高周波利用設備の申請等に係るルールとして、新たに「ウラン濃縮技術開発センター 官庁等手続業務手続書」を制定し、この中で「法手続計画-実績一覧表」を定め、計画策定時および実績確認時等の段階において、複数の人間でチェックを行うと共に、主管課長が承認を行う旨を明記する。 | ○ウラン濃縮技術開発センター 官庁等手続業務手続書（施行日：2016年6月30日） 官庁等手続の全体計画管理として以下を明記した。 ・技術管理Gは、年1回当該年度の計画の提出を各課（作成部署）へ依頼し、各課（作成部署）は、必要な官庁等手続きについて、計画を作成し技術管理Gへ回答する。 ・技術管理Gは、各課（作成部署）より回答を受けた事項について「法手続計画-実績一覧表」（様式-1）に取りまとめ、技術管理GLの承認を得るとともに、技術管理GLの承認を得た原紙を所定のファイルに保管し、その写しを各課（作成部署）へ配付する。 官庁等手続きの実績管理として以下を明記した。 ・技術管理Gは、毎月「法手続計画-実績一覧表」（様式-1）に基づき、各課（作成部署）へ進捗状況を確認し、回答を受けた事項について「法手続計画-実績一覧表」（様式-1）に取りまとめ、技術管理GLの承認を得る。 ・技術管理Gは、技術管理GLの承認を得た「法手続計画-実績一覧表」（様式-1）を所定のファイルに保管するとともに、その写しを各課（作成部署）へ配付する。 | 濃縮事業部で定めている要領は、定期的に評価・見直しを行い、文書の有効性を確認することが、「濃縮事業部 文書管理要領」に規定されている。また、「電波法に基づく高周波利用設備の申請不備」については、「濃縮事業部 不適合等管理要領」に基づき不適合（要求事項を満たしていないこと。本件では、電波法に基づく必要な申請を行わず、未許可設備を使用していたことが該当）として扱っており、この不適合に対して講じた対策については、同「不適合等管理要領」の中で、定期的に評価・見直しを行うことが規定されている。このため、同「不適合等管理要領」に基づいた評価・見直しを継続的に実施することになるため、手続き漏れを防ぐことが可能となっている。 |

※本表に記載の「問題点」「内容」「再発防止策として規程の整備を行うこととしているもの」については、「電波法第81条に基づく報告の徴収について」に基づく調査結果の報告について（原因および再発防止）（平成28年10月21日提出）にてご報告した内容を基に整理している。

問題点に対する規程類の整備状況について

| 該当部署 | 問題点 | 内容 | 再発防止対策として規程の整備を行うこととしているもの | 規程類の整備状況 | 対策の目的および効果 |
|------|--|---|--|--|--|
| 濃縮 | 仕組みの不足④ | 電波法に基づく許可申請等を実施すべき部署が社内ルールで明確に規定されていない。 | 研究開発棟では、高周波利用設備の申請等に係るルールがなかったため、 新たに「ウラン濃縮技術開発センター 官庁等手続業務手順書」を制定し、許可申請を実施する部署を明確に規定する。 | ○ウラン濃縮技術開発センター 官庁等手続業務手順書（施行日：2016年6月30日） 手順に官庁等手続業務に関する各部署の職務を次のとおり定義するとともに、官庁等手続を一覧に担当部署を明記した。 ・官庁等手続業務に関する書類作成担当部署は、該当する書類の作成を行う。 ・書類取りまとめ部署は、書類作成担当部署が作成した書類を取りまとめ、社内手続きを行う。 | 濃縮事業部で定めている要領は、定期的に評価・見直しを行い、文書の有効性を確認することが、「濃縮事業部 文書管理要領」に規定されている。また、「電波法に基づく高周波利用設備の申請不備」については、「濃縮事業部 不適合等管理要領」に基づき不適合（要求事項を満たしていないこと。本件では、電波法に基づく必要な申請を行わず、未許可設備を使用していたことが該当）として扱っており、この不適合に対して講じた対策については、同「不適合等管理要領」の中で、定期的に評価・見直しを行うことが規定されている。このため、同「不適合等管理要領」に基づいた評価・見直しを継続的に実施することになるため、手続き漏れを防ぐことが可能となっている。 |
| 濃縮 | 仕組みの不足⑦ | ウラン濃縮工場ルールでは、許可申請や廃止届が必要であること、および、手続きの計画、実績確認のルールが規定されていない。 | 1 ウラン濃縮工場ルールについて、電波法が定める高周波利用設備許可申請や廃止届の手続を対象に含める。 2 濃縮ルールの適用範囲が、定期報告となっていることから、「許可、変更等の申請、届出および定期報告」を対象とするよう改正する。また、「法手続計画－実績一覧表」を追加し、計画策定時および実績確認時等の段階において、複数の人間でチェックを行い、主管課長が承認を行う旨を明記する。 | ○ウラン濃縮工場 官庁等手続業務要領（施行日：2016年6月30日） ・申請対象として、「高周波利用設備許可申請書」や「高周波利用設備廃止届」を官庁等手続に一覧に追加した。 ・また、同要領の申請対象は定期報告だけではないため、要領名称を「ウラン濃縮工場定期報告要領」から「ウラン濃縮工場 官庁等手続業務要領」へ変更した。 ※「法手続計画・実績一覧表」の追加、「複数の人間でチェックを行い課長が承認」については前述の記載を参照。 ○濃縮運転部共通業務および濃縮技術課管理Gr業務マニュアル（施行日：2016年6月30日） ・同マニュアルの「関係法令に基づく各種提出対応フロー」に電波法に係る届出書類を追加するとともに、許可証等の備え付けについて追加した。 | 濃縮事業部で定めている要領は、定期的に評価・見直しを行い、文書の有効性を確認することが、「濃縮事業部 文書管理要領」に規定されている。また、「電波法に基づく高周波利用設備の申請不備」については、「濃縮事業部 不適合等管理要領」に基づき不適合（要求事項を満たしていないこと。本件では、電波法に基づく必要な申請を行わず、未許可設備を使用していたことが該当）として扱っており、この不適合に対して講じた対策については、同「不適合等管理要領」の中で、定期的に評価・見直しを行うことが規定されている。このため、同「不適合等管理要領」に基づいた評価・見直しを継続的に実施することになるため、手続き漏れを防ぐことが可能となっている。 |
| 濃縮 | 仕組みの不足⑧ | 研究開発棟では、許可申請等に係るルールがない。 | 研究開発棟における高周波利用設備の申請等に係るルールとして、許可、変更等の申請、届出および定期報告を対象とし、新たに「ウラン濃縮技術開発センター 官庁等手続業務手順書」を制定する。この中で「法手続計画－実績一覧表」の計画策定時および実績確認時等の段階において、複数の人間でチェックを行い、主管課長が承認を行う旨を明記する。 | ○ウラン濃縮技術開発センター 官庁等手続業務手順書（施行日：2016年6月30日） 官庁等手続の全体計画管理として以下を明記した。 ・技術管理Gは、年1回当該年度の計画の提出を各課（作成部署）へ依頼し、各課（作成部署）は、必要な官庁等手続について、計画を作成し技術管理Gへ回答する。 ・技術管理Gは、各課（作成部署）より回答を受けた事項について「法手続計画・実績一覧表」（様式－1）に取りまとめ、技術管理GLの承認を得るとともに、技術管理GLの承認を得た原紙を所定のファイルに保管し、その写しを各課（作成部署）へ配付する。 官庁等手続の実績管理として以下を明記した。 ・技術管理Gは、毎月「法手続計画・実績一覧表」（様式－1）に基づき、各課（作成部署）へ進捗状況を確認し、回答を受けた事項について「法手続計画・実績一覧表」（様式－1）に取りまとめ、技術管理GLの承認を得る。 ・技術管理Gは、技術管理GLの承認を得た「法手続計画・実績一覧表」（様式－1）を所定のファイルに保管するとともに、その写しを各課（作成部署）へ配付する。 | 濃縮事業部で定めている要領は、定期的に評価・見直しを行い、文書の有効性を確認することが、「濃縮事業部 文書管理要領」に規定されている。また、「電波法に基づく高周波利用設備の申請不備」については、「濃縮事業部 不適合等管理要領」に基づき不適合（要求事項を満たしていないこと。本件では、電波法に基づく必要な申請を行わず、未許可設備を使用していたことが該当）として扱っており、この不適合に対して講じた対策については、同「不適合等管理要領」の中で、定期的に評価・見直しを行うことが規定されている。このため、同「不適合等管理要領」に基づいた評価・見直しを継続的に実施することになるため、手続き漏れを防ぐことが可能となっている。 |
| 厨房 | 仕組みの不足① | 関係法令を遵守する等の一般的な要求事項はあるものの、調達する設備が電波法に係る許可申請等の手続きを必要とするものである旨の情報提供を調達先に促すための仕組みがない。 | 現行の「資材契約事務要則」が関係法令全般に係るものであり、電波法に係る許可申請等の手続きについて適切な要求事項が盛り込まれていなかったため、 高周波利用設備の申請等に係るルールとして、「高周波利用設備申請マニュアル」を新たに制定し、調達段階の契約書類（仕様書など）において、許可申請等の官庁手続が必要な項目を調達先に要求し、提出図書として提出させることを規定化する。 | ○高周波利用設備申請マニュアル（施行日：2016年6月30日） ・申請の注意事項として、新たに高周波利用設備を設置する場合は、設備調達段階の契約書類（仕様書等）において電波法の許可申請に必要なデータを調達先に提出させることを明記した。（マニュアル：7項） | 電波法に対する知識が豊富な納入メーカーに、設置する設備の許認可の可否を書類にて提出してもらうことにより、法令手続きを確実に実施する仕組みとした。 |
| 厨房 | 仕組みの不足② | 電波法に基づく許可申請等の必要性について、書類によるやり取りを行っているケースも確認されたが、見積段階の書類や取扱説明書等情報提供の結果を残す書類が統一されていない。 | 現行の「資材契約事務要則」が関係法令全般に係るものであり、電波法に係る許可申請等の手続きについて適切な要求事項が盛り込まれていなかったため、 高周波利用設備の申請等に係るルールとして、「高周波利用設備申請マニュアル」を新たに制定し、調達段階の契約書類（仕様書など）において、許可申請等の官庁手続が必要な項目を調達先に要求し、提出図書として提出させることを規定化する。 | ○高周波利用設備申請マニュアル（施行日：2016年6月30日） ・申請の注意事項として、新たに高周波利用設備を設置する場合は、設備調達段階の契約書類（仕様書等）において電波法の許可申請に必要なデータを調達先に提出させることを明記した。（マニュアル：7項） | 電波法に対する知識が豊富な納入メーカーに、設置する設備の許認可の可否を書類にて提出してもらうことにより、法令手続きを確実に実施する仕組みとした。 |
| 濃縮 | 1 ウラン濃縮工場ルールでは、「官庁から受領した当社控え（提出先受付印押印版、写し等）を、関連ファイルに保管する」と規定しており、再処理と同様に法令要求に合致していない。 2 また、研究開発棟においては、電波法令に定められた許可状等の備付けを遵守すること旨を規定したルールが存在しない。 | 1 ウラン濃縮工場ルールを改正し、「官庁から受領した許可状等について、速やかに当該高周波利用設備に備え付ける。」および「官庁から受領した許可状等を当該高周波利用設備に備え付けたことをもって当該設備の使用を開始する。」ことをウラン濃縮工場ルールで明記するとともに関係者に教育を実施する。 2 研究開発棟において新たに「ウラン濃縮技術開発センター 官庁等手続業務手順書」を制定し、「官庁から受領した許可状等について、速やかに当該高周波利用設備に備え付ける。」および「官庁から受領した許可状等を当該高周波利用設備に備え付けたことをもって当該設備の使用を開始する。」ことを明記し、関係者に教育を実施する。 | ○ウラン濃縮工場 官庁等手続業務要領（施行日：2016年6月30日） ・要領に、許可証等の原本備え付けが法令要求となっている場合、速やかに当該設備に備え付けるとともに、許可証等を当該設備に備え付けたことをもって、当該設備の使用を開始することを明記した。 ・また、申請もれがあった部署による電波法に関する教育を2016年10月11日、10月13日、10月14日および10月17日に実施した。 ○ウラン濃縮技術開発センター 官庁等手続業務手順書（施行日：2016年6月30日） ・手順に、高周波利用設備等の「官庁から受領した許可状等を備え付ける」必要のあるものについて、設備所管部署は、許可状を受領後に速やかに当該設備に備え付ける。高周波利用設備等の「許可状を当該設備に備え付ける」必要のあるものについては、当該機器に備え付けられたことをもって当該設備の使用が開始できることを明記した。 ・また、申請もれがあった部署による電波法に関する教育を2016年10月14日および10月17日に実施した。 | 濃縮事業部で定めている要領は、定期的に評価・見直しを行い、文書の有効性を確認することが、「濃縮事業部 文書管理要領」に規定されている。また、「電波法に基づく高周波利用設備の申請不備」については、「濃縮事業部 不適合等管理要領」に基づき不適合（要求事項を満たしていないこと。本件では、電波法に基づく必要な申請を行わず、未許可設備を使用していたことが該当）として扱っており、この不適合に対して講じた対策については、同「不適合等管理要領」の中で、定期的に評価・見直しを行うことが規定されている。このため、同「不適合等管理要領」に基づいた評価・見直しを継続的に実施することになるため、手続き漏れを防ぐことが可能となっている。 | |
| 厨房 | 仕組みの不足② | 電波法に基づく許可申請等の必要性について、書類によるやり取りを行っているケースも確認されたが、見積段階の書類や取扱説明書等情報提供の結果を残す書類が統一されていない。 | 主管課において、電波法に基づく許可申請等の手続きが適切に行われるよう、 高周波利用設備の申請等に係るルールとして、新たに「高周波利用設備申請マニュアル」を制定し、この中で「法手続計画－実績一覧表」を定め、計画策定時および実績確認時等の段階において複数の人間でチェックを行うと共に、経営本部人事課従業員サポートGL（注：課長相当の管理職）が承認を行う旨を明記する。 | ○高周波利用設備申請マニュアル（施行日：2016年6月30日） ・「電波法申請計画・実績一覧表」に基づき、計画と実績、許可年月日等を管理し、都度、従業員サポートグループメンバーがチェックの上、従業員サポートグループリーダーが承認を行うことを明記した。（マニュアル：8項） | 許認可手続きの年度計画として「電波法申請計画・実績一覧表」を作成し、毎月進捗状況を複数人で確認することで申請漏れを防止する仕組みとした。 |
| 厨房 | 仕組みの不足④ | 電波法に基づく許可申請等を実施すべき部署が社内ルールで明確に規定されていない。 | 厨房の高周波利用設備の申請については、社内ルールにおいて明確に規定されていなかったため、食堂運営主管部門（経営本部人事課従業員サポートGL）が実施することを「高周波利用設備申請マニュアル」で規定する。 | ○高周波利用設備申請マニュアル（施行日：2016年6月30日） ・「高周波利用設備申請マニュアル」を新規に制定し、食堂運営部門における高周波利用設備の申請等についてのルールを明確化した。 | 厨房設備については食堂運営主管部門（経営本部人事課従業員サポートG）が実施することを明記したことにより、申請漏れを防止する仕組みとした。また、食堂運営担当者および従業員サポートGLが異動の都度、本マニュアルの内容を確実に引継ぐことにより、申請漏れを防止していく。 |
| 厨房 | 仕組みの不足⑧ | 厨房では、許可申請等に係るルールがない。 | 高周波利用設備の申請等に係るルールとして、新たに「高周波利用設備申請マニュアル」を制定し、この中で、「法手続計画－実績一覧表」の計画策定時および実績確認時等の段階において、複数の人間でチェックを行うとともに、従業員サポートGLが承認を行う旨を明記する。 | ○高周波利用設備申請マニュアル（施行日：2016年6月30日） ・「電波法申請計画・実績一覧表」に基づき、計画と実績、許可年月日等を管理し、都度、従業員サポートグループメンバーがチェックの上、従業員サポートグループリーダーが承認を行うことを明記した。（マニュアル：8項） | 新たに「電波法申請計画・実績一覧表」を作成し、毎月進捗状況を複数人で確認することで申請漏れを防止する仕組みとした。 |
| 厨房 | 厨房において、電波法令に定められた許可状等の備付けを遵守することについて規定したルールが存在しない。 | 新たに「高周波利用設備申請マニュアル」を制定し、「官庁から受領した許可状等について、速やかに当該高周波利用設備に備え付ける。」および「官庁から受領した許可状等を当該高周波利用設備に備え付けたことをもって当該設備の使用を開始する。」ことを明記し、関係者に教育を実施する。 | ○高周波利用設備申請マニュアル（施行日：2016年6月30日） ・官庁から受領した許可状等については、速やかに原本を当該高周波利用設備に備え付けることを明記した。（マニュアル：9項） ・申請許可後であっても、官庁から受領した許可状等の原本を当該高周波利用設備に備え付けるまでは、当該設備の使用を開始してはならないことを明記した（マニュアル：10項） | 許可状取得後の管理から設備の使用開始時期について明記したことにより、法令要求事項を確実に対応していく。 | |

※本表に記載の「問題点」「内容」「再発防止策として規程の整備を行うこととしているもの」については、「電波法第81条に基づく報告の徴収について」に基づく調査結果の報告について（原因および再発防止）（平成28年10月21日提出）にてご報告した内容を基に整理している。